

「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」の見直しに係る  
委員意見（第2回懇話会・書面意見）及びその対応等

資料4-1

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
1	女性	女性の「重要課題への対応」について「配偶者等からの暴力の防止および被害者支援体制の強化」ですが、例えば具体的にどのようにするか、県としてどのように取り組んでいくのか、人的な配置も含めて、今後の支援につながっていくようにして欲しい。	会議	来年度「富山県DV対策基本計画」の改定を予定しており、改定に併せ、DV被害者支援の効果的な方法を検討してまいります。
2	女性	見直し案P.14 8行目の後（又はP.15 14行目あたり）に、「2017（平成29）年6月には110年ぶりに性犯罪に関する刑法が改定されており、女性のみならず、総合的な取り組みを進めていくことが重要であるとされています。」を追加。	書面	ご意見を踏まえ修正しました。（第2章2(1)）
3	女性	見直し案P.49 (3)被害者支援体制の強化の中で、「性暴力被害ワンストップサービス支援センターとやま」のことを明記してもいいのではないかと。	書面	ご意見を踏まえ修正しました。（第4章1(3)）
4	子ども	見直し案P.17に追記すべき記述として本年6月19日に成立し6月26日公布された、親による子どもへの体罰を禁止し、児童相談所の体制強化を柱とする「改正児童虐待防止法」及び「改正児童福祉法」について追記する。	書面	ご意見のとおり修正しました。（第2章2(2)）
5	子ども	見直し案P.16 「インターネットなど」を「インターネット、SNSなど、」又は「SNSなど、」へ変更	書面	ご意見を踏まえ「SNSなどインターネット」と修正しました。（第2章2(2)）
6	子ども	児童相談所、それからPTAとか自治会とか年に3〜4回くらい、行政の指導の中でソフトの問題として意見交換をする場を作っていただければ、もっともっと子どもさんを守る富山県になるのではないかと。	会議	ご指摘の点については、見直し素案において、要保護児童対策地域協議会の取り組みへの支援について記載しています。（第4章2(3)）
7	子ども	子どもへの支援ということで学習指導要領の方から文言を取り上げて、「発達段階」が「発達の段階」と変わっているが、それは学校教育だけのところで「発達の段階」を使うのか。例えば、資料2の第3章のところに「幼児期からの発達段階」という文言があり、これは学校以外のところの部分も含めるので「の」はないのか。	会議	見直し案の中での用語を「発達の段階」に統一しました。ただし、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の条文を引用する文章については、「発達段階」のままとしています。
8	高齢者	パーキングパーミットの関係（見直し案の53ページ）で、「歩行が困難と認められる人利用証」という形で、少し表現が分かりづらい。「人へ」とか「方への」など、何かを入れないと少し分かりにくい。	会議	ご意見を踏まえ「歩行が困難な方に」と修正しました。（第4章3(6)、第4章4(4)）
9	障害者	旧優生保護法下で強制不妊について、この回復や補償ということが今行われている。そういうことが今もなお当事者、関係者、家族も含めて深い心の傷を感じている。それらの差別や偏見をなくしていく努力を続けていくべき。	会議	「旧優生保護法一時金支給法」の前文では、「今後、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、共生社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにす」とされており、過去に、こうしたことが行われてきたという事実をあらためて真摯に受けとめ、今後このような事態が二度と繰り返されないよう、共生社会の実現に向け、しっかりと取り組んでいく必要があると考えている。
10	障害者	精神障害者に対する強制入院・隔離収容あるいは身体拘束はあってはならない。過去の歴史の中からやはり一言押さえての取り組みというのが必要ではないか。	会議	不適切な入院や身体拘束はあってはならないものです。引き続き、毎年実施している精神科病院の実地指導において、隔離・身体拘束が適正に行われているか、確認及び指導を行ってまいります。
11	障害者（精神）	精神障害者の人権については、国が戦前戦後にかけて治安の対象として自宅監置が法で定められ、その後、「危険で社会に損害を与える存在」として、病院へ隔離収容し、長期入院を余儀なくされてきた。また、旧優生保護法の下で不妊手術もされた、先ず国の政策の反省が第一である。	書面	国の政策に対する意見として承ります。
12	障害者（精神）	障害者権利条約を生かして、精神障害者への医療・福祉サービスが行き届くよう施策、制度の見直し、検討すること。 精神障害に対応できる人材育成など、長期入院者の退院後の受け皿をつくること。	書面	看護師を対象とした精神科訪問看護の知識・技術に関する研修や、これまで精神障害者へのサービス提供の機会が少なかった障害福祉サービス事業所、地域包括支援センター等の職員を対象とした精神障害者の障害特性や具体的な対応に関する研修を実施するなど、今後とも、人材育成に取り組んでまいります。

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
13	障害者(精神)	重要課題への対応について 理解促進では、精神障害に対応できる人材の育成(PSWなど)	書面	看護師を対象とした精神科訪問看護の知識・技術に関する研修や、これまで精神障害者へのサービス提供の機会が少なかった障害福祉サービス事業所、地域包括支援センター等の職員を対象とした精神障害者の障害特性や具体的な対応に関する研修を実施するなど、今後とも、人材育成に取り組んでまいります。
14	障害者(精神)	重要課題への対応について 医療については、「入院中心医療から地域ケアへ」地域に開かれ、生活の場で行われる医療に転換が必要	書面	引き続き、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進及び地域移行を推し進めます。
15	障害者(精神)	重要課題への対応について 就労については、社会参加可能な柔軟な働く場の創出	書面	全ての障害者の「雇用・就労の促進について」記載する箇所のため、精神だけを分けての記載はしません。障害者雇用について先駆的な優良企業の事例の紹介等による企業啓発は、法定雇用率の達成はもとより、それぞれの障害者が社会参画できる働く場の創出につながるものです。
16	障害者(精神)	重要課題への対応について 成年後見だけでなく、福祉サービスに繋がっていない人をつなぐようにしていくこと。	書面	福祉サービスを知っていただけるよう、障害福祉サービス等情報公表システムによる周知をするとともに、パンフレット等を作成するなど、引き続き、周知してまいります。
17	障害者(精神)	現実にある差別について、声を上げやすいように、相談員制度の充実。相談場所も県庁内にあるだけでなく、もっと多く作る。人材育成も含め当事者や家族が自由に参加し、声を出しやすい場づくりや、自主活動の支援など。	書面	県では、「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、地域における身近な相談窓口となる地域相談員を委託しており、平成30年度末現在、1,381名の方にご就任いただいています。地域相談員には、精神障害者家族相談員やメンタルヘルスサポーター、民生委員・児童委員などにご就任いただいています。県としては、引き続き、地域相談員に対して、障害特性や条例に基づく合理的配慮等に関する研修を実施するなど、相談活動が充実するよう支援してまいります。 また、精神障害者の地域移行を推し進めるため、ピアカウンセラーの養成事業や派遣事業を実施してまいります。
18	障害者	防災の関係で福祉避難所というのがあるが、単に避難所を設けるといふそういう文言しかないの、もう少し詳しく病気とか障害とか、いわゆる弱者、そういう人たちに対する配慮も人権として差別偏見ということのないようにしていかなければならないのではないかと思います。そういった観点での表現にしていればありがたい。	会議	見直し素案には福祉避難所の記載はありませんが、ご指摘のように、福祉避難所を設ける際には、障害者等の人権に配慮するよう対応してまいります。
19	障害者	重要課題への対応4障害者の(1)について 新しく加えていただいた言葉に、「計画的な交流および共同学習を行うなど、互いの違いを認め合い、尊重し合う心を育てるなど、心のバリアフリーの教育を推進します」と書いてあります。学習指導要領には共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育てようにするというふうにも書いてあります。そこで、ここには「心を育てる」という部分が前面に出ているのですが、態度という言葉を入れていただければありがたい。	会議	ご意見を踏まえ「…尊重し合う心と態度を育てるなど…」と修正しました。(第4章4(1))
20	犯罪被害者等	「性暴力被害ワンストップ支援センター」の名称について 被害者の立場に立って、ソフトに柔らかく、分からないような形に名称化していくことが人権という問題になるのではないのでしょうか。	会議	本県では、平成30年3月以降、「ワンストップとやま」の略称で運営している。前年度の相談延べ件数は511件でした。 現在のところ、同規模県と対比して、本県の相談件数は多いことに加え、前年度と本年度は現在の名称で、既にリーフやカードを各方面へ配布したところですが。 しかしながら、委員ご指摘のとおり、全国的には約7割にあたる34都道府県で、女性名や植物名等を冠したソフトな「名称化」がなされているところです。 今後については、利用者(相談者)や、センター支援員等の意見・要望を踏まえ、本県の相談件数の推移、他県の状況などを参考に「名称化」の必要性について検討してまいります。

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
21	犯罪被害者等	<p>刑法が110年ぶりに改定されたということで、性暴力・性犯罪による人権侵害という項目があればいい。</p> <p>性暴力・性犯罪対応は、日本において近年最も注目されているが、世界の先進国に比べ遅れている。国では、内閣府と厚生労働省が、県では防災・危機管理課が所管課となっている「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」であるが、さらに強力な体制をとるよう期待したい。そのためにも、内閣府・国がしっかりと取組もうとしているので、県の人権計画では項目立てをし、被害者の心情を慮るとともに、人権侵害への対応として明記されたい。</p>	会議 ・ 書面	<p>委員ご指摘のとおり、2017年(平成29年)6月、明治40年の制定以来、110年ぶりに刑法が改正され、強姦罪から罪強制性交罪への罪名変更や厳罰化、性別を問わず被害者となること、非親告罪化、監護者罪等が新設され、近年は、国内において注目されている。</p> <p>また、内閣府・国と同様に、本県においても「性暴力被害ワンストップ支援センター」の支援体制の充実強化等に、引き続き、しっかり取り組む必要がある。</p> <p>本県での「項目立て」に関しては、現時点では、他の都道府県で「項目立て」した事例がないことに加え、国でも「項目立て」をしていない状況である。</p> <p>このほか、刑法(平成29年法律第72号「附則」)には、施行後3年を目途に、性犯罪の実情、法律改正後の規定の施行状況等を勘案し、性犯罪にかかる事案の実態の対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする記載されている。</p> <p>国の動向(方向性等)を注視する必要もあり、「項目立て」については、今後の検討としたい。</p>
22	犯罪被害者等	見直し案P.57 (2)犯罪被害者等に対する相談・支援体制の充実の文中か、(3)を追加し、性暴力・性犯罪被害者等への相談・支援体制の充実とすべき。	書面	ご意見を踏まえ追記しました。(第4章7(3))
23	同和問題	人権課題に対する関心の度合いでは、同和問題というものが一番関心の薄い中に入っている。部落差別解消推進法が施行された状況の下で行政の姿勢も全く後ろ向きだし、県民の意識もこの問題に対して非常に関心が低い。現在まで施行されてきた今の基本計画の成果と検証、反省点を洗い出していきたい。	会議	本基本計画は、本県が推進する様々な諸施策に対し、人権尊重の理念に基づく基本方針としての性格を有するもの(第1章4)であり、具体的な施策の検証については、県が個別に策定している計画等に基づき行われている。今後とも、法の趣旨や県民の意識等を踏まえ、県民の人権問題に関する正しい理解が深まるよう、法務局や市町村など関係機関と協議・連携しながら、周知や啓発に取り組んでまいりたい。
24	外国人	(対照表30ページ) この日本国憲法というのは外国人の基本的な人権を保障するものであるということが、今の基本計画には書いてあるのに見直し案ではそれが削除されている。異なる国籍や民族などが異なる人々が認め合って対等な関係を築くみたいな記述も全部カットされている。	会議	ご意見の趣旨を踏まえ、現行計画の記載を復活しました。(第2章2(10))
25	外国人	外国人の項目の(1)相互理解を深めるための啓発活動等の推進の③「外国人が地域社会での生活において不当に差別されることがないように、広く県民への共生の理念の普及啓発に努めます。」について 「県民」という書き方だが、外国人住民は県民ではないのか。これだと外国人というものと県民というものは別者だと、外国人は県民じゃないんだと悪読みできる。ベースとなる計画なので、少しこういうところには気を配ってほしい。	会議	ご意見の趣旨を踏まえ、県民に外国人住民を含む旨、明記しました。(第4章10(1)③)
26	外国人	外国人の項目の(3)「外国人の活動を支援するためのネットワークづくり」について ここも今の計画と見直し案ではカットされているものが多く、今の計画では外国人自身、在住外国人への支援だとかネットワークづくり、外国人自身がネットワークを作っていく、地域参加をしていくということを支援すると書いてあったが、外国人住民自身のネットワーク化や主体的な活動参加、地域への参加の支援というものがカットされている。また、外国人住民の意見の反映に努めるというものもカットされている。そういう人たちを支援する人たちを支援するみたいなものはあるが、外国人自身を支援していくことがすごく減ってしまっており、見直し案は少し残念。	会議	ご意見の趣旨を踏まえ、現行計画の記載を復活しました。(第4章10(3)①, ②)

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
27	外国人	外国人の項目の(2)外国人が暮らしやすい地域づくりの部分の③、④について 大切なことを例として挙げてほしいのに枝葉末節なことを例として挙げている。例えば、③の「外国人の日本語学習機会の充実に努めます」とあるが、これは大事なこと。彼らの人権を守るということは日本語を習得することと直結するので大事だが、それが日本語教室に関する情報の一元化というものを例に挙げている。これでもいいが、少し枝葉末節なことを挙げている。④は、子どもに関することですが、子どもの日本語指導や教科学習支援があつてこそそのキャリア教育なのです。それがなくしてキャリア教育だけを挙げているのはどうか。キャリア教育支援という言い方もキャリア教育とかキャリア支援とかではなくて、キャリア教育する先生たちを支援するのかな、子どもたちの支援ではないのかなと思われる記述があり、少し疑問符が付いている。	会議	ご意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修正しました。(第4章10(2)③, ④) ③については、今年度策定した富山県外国人材活躍・多文化共生推進プランの記載に合わせ修正しました。 ④については、「外国人保護者への就学・進学に関する周知・理解の促進を図るとともに、外国人児童生徒に対するキャリア教育支援の充実と教育現場における配慮の徹底に努めます」と修正しました。
28	外国人	外国人の子ども、そして青少年の教育に関して、この中では、外国人の子の教育ということに関しては小中学校を中心とした外国人児童生徒という言い方しかなくない。実際には、不就学の子どもたち、小中学校にも入っていないという子どもたちもいます。また、義務教育ではないので小学校でも中学校でも、もちろん高校でもですけど、中退してしまう子がいる。学校に行っていない子がたくさんいる。その子たちの教育を受ける権利を守ってあげるといような視点もあつてほしい。	会議	ご意見を踏まえ、「外国人保護者への就学・進学に関する周知・理解の促進を図るとともに、外国人児童生徒に対するキャリア教育支援の充実と教育現場における配慮の徹底に努めます」と修正しました。(第4章10(2)④)
29	外国人	ここには、大人か子どもかみたいな感じの書き方しかなくない。日本語学校であるとか、専門学校であるとか、大学であるとか、留学生というビザで来ている子たちがいます。彼らの一部は労働力として見なされて、留学生という立場に名目上になっていますが、実際には労働力として呼び寄せているという面もある。そういう人たちの人権も守るべきではないかと思うので、そのあたりも記述があるといい。	会議	ご意見の趣旨を踏まえ、留学生も人権について配慮すべき対象として明記しました。(第2章2(10))
30	インターネットによる人権侵害	課題項目「(12) インターネットによる人権侵害」を「インターネット・SNSによる人権侵害」へ変更	書面	SNSは、インターネットを利用したツールのひとつです。この項目では、SNSだけでなくインターネットを利用した人権侵害全般について記載したいので、原案のままとします。
31	性的指向、性自認	2016年に連合本部が実施した調査(1000人を対象にインターネットで行ったアンケート)では、まずLGBTの当事者は8パーセント。職場におけるLGBT関連のハラスメントを受けたり見たりした人が2割いる。LGBTが身近にいる人は約6割いる。その中で、当事者の中で電話相談に相談した経験がある人の3人に2人が自殺を考えたことがあり、自殺未遂の経験がある人の相談も相談者の4割に上っている。これは仕事だけでなく生命にも関わる重大なハラスメント。 「現状と課題」のところ、大ざっぱな大枠での現状になっているので、具体的に生々しい現状も、もし追加できるのであれば何らかの形で追加いただければと思う。	会議	ご意見を踏まえ、性的少数者の割合、自殺未遂率の高さなどを追記するなど、記載内容を見直しました。(第2章2(13)、用語解説、参考統計資料)
32	性的指向、性自認	第4章の「重要課題への対応」というところに学校における相談支援体制の充実を書いてあるが、職場における相談体制や支援体制の充実も書き加えていただければ。	会議	ご意見を踏まえ追記しました。(第4章13)
33	性的指向、性自認	重要課題への対応13の(2)について 「学校における相談、支援体制の充実」と挙げたのはとてもよかったが、学校だけでは解決できない問題とか、教職員がもっといろいろな専門家のご意見を聞きながら支援をしたり対応に当たったり体制づくりをしたりする必要があると考える。ここにさらに関係機関との連携というものを加えていただく方がよりよい対応が学校としてもできるかなと考えている。	会議	見直し素案において「医療機関等と連携して行うとともに」と記述していることから、このままとします。

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
34	その他	見直し案36ページ14その他の「マスメディアの興味本位・過度の報道によるプライバシー侵害」という表現について マスメディアという表現ではなく一部のメディアとかそういった表現にしていきたい。真摯に取り組んでいるメディアもたくさんある。そうしたものをメディアというひとくくりで片付けられるのは非常に心外。	会議	ご意見のとおり修正しました。(第2章2(14))
35	人権教育・啓発	精神障害の病気と生きづらさを広く知られていないことが、差別偏見を生むことから、小・中・高の学校教育で正しい知識を教えること。 誰もがなりうる普通の病気であり、早期発見が早期治療にもつながる。心の病気があっても、地域でその人なりに生きていける実感が伴う実態があれば、社会の理解が進む。	書面	中学校の保健体育科の授業で、精神の安定のために、欲求やストレスへの対処と心の健康の内容を取り扱っています。
36	人権教育・啓発	見直し案P. 41 (5) ① 悩みを受け入れる相談体制の充実について 「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、カウンセリング指導員、外国人児童生徒支援講師の配置、臨床心理士、精神科医等の派遣など、…」を、例えば「 <u>スクールカウンセラー（臨床心理士や精神科医等）、スクールソーシャルワーカー、カウンセリング指導員、外国人児童生徒支援講師等の専門家の配置や派遣など、</u> 」に修正。 元の文章でもいいと思うが、臨床心理士や精神科医をスクールカウンセラーとして派遣しているのであれば、実態に合わせた方がよい。(スクールカウンセラーではなく、別の形で派遣されていれば、元の文章でいい)。	書面	ご意見を踏まえ「スクールカウンセラー（臨床心理士や精神科医等）、スクールソーシャルワーカー、カウンセリング指導員、外国人児童生徒支援講師等の専門家の配置や派遣など、」に修正しました。(第3章1(5)①)
37	人権教育・啓発	見直し案P. 39 9行目 「幼稚教育」とあるのは、「幼児教育」ではないか。	書面	ご意見のとおり「幼児教育」に修正しました。(第3章1)
38	人権教育・啓発	見直し案P. 43 ④関係機関の連携の強化について、「人権擁護機関などの・・・」を「法務局等の人権擁護機関などの・・・」に修正	書面	ご意見のとおり修正しました。(第3章2④)
39	人権教育・啓発	見直し案P. 48 ④地方法務局や市町村等との連携強化について、「富山地方法務局や人権擁護委員連合会」を「富山地方法務局と富山県人権擁護委員連合会」に修正	書面	ご意見のとおり修正しました。(第3章5④)
40	人権教育・啓発	心のバリアフリーについて、障害の分野については記述されたが、学校分野では従来と同じで、態度とかそういった表現になっている。キーワードとして心のバリアフリーという言葉を入れてもらった方が分かりやすい。	会議	ご意見を踏まえ「～味わうことのできる教育活動や心のバリアフリーの教育を推進し～」と修正します。(第3章1(1)②)
41	人権教育・啓発	(見直し案の41ページ) 精神疾患は思春期に発病が多い。中学生から正しい理解と対応について教育が必要であるという意見に対して、相談体制の充実ということで答えているが、それも大事だが、前段階としての精神疾患についての教育とか学習の機会の必要性が大事だと思う。	会議	中学校の保健体育科の授業で、精神の安定のために、欲求やストレスへの対処と心の健康の内容を取り扱っています。
42	計画全般	この計画に基づき、どう取り組んでいくかということも、総括して今までの振り返りすることも必要。定期的に県民の意識はどうなっているのかなということウオッチしていくこともいい。	会議	この計画に基づいて実施していく具体的な施策については、今回の見直し案を踏まえ、今後、整理していく。 また、県民の人権に関する意識については、意識調査等を通じて把握してまいりたい。
43	計画全般	見直し案P. 8 12行目 「いじめや児童虐待、ストーカー行為、交通機関利用の際のトラブルや・・・」を「いじめや児童虐待、ストーカー行為、 <u>性暴力、また、交通機関利用の際のトラブルや・・・</u> 」に修正	書面	当該項目については、全体の流れを考慮し原案のままとします。 なお、性暴力等については、個別課題「女性」「犯罪被害者等」において記載させていただきました。
44	計画全般	方針を立てた後の具体的な動きというものを教えていただくという機会があればいい。	会議	この計画に基づいて、具体的にどういった施策が実施されているかについては、前回の会議でこの計画の体系により提示したところ。今後、今回の見直し案を踏まえ、この見直し案に基づく事業について整理してまいりたい。

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
45	計画全般	SDGsについて、もう少し説明がないと何を言っているのか分からない。読み手が分かるような表現、項目を挙げたり、具体的にもう少ししていただければありがたい。	会議	ご意見を踏まえ、SDGsの構成、目標などを例示し記載内容を改めました。(第1章1(1)オ)
46	計画全般	実際に施策がどういうふう伝わっているのかということ、世論調査とか今の意識調査で押し量るといったことか。	会議	この計画に基づいて、具体的にどういった施策が実施されているかについては、前回の会議でこの計画の体系により提示したところ。今後、今回の見直し案を踏まえ、この見直し案に基づく事業について整理してまいりたい。